

環境影響評価法の改正について

○改正の背景

法施行後10年が経過し、制度運用を通じて明らかとなった課題や社会情勢の変化への対応が求められるようになるとともに、法附則第7条で「施行後10年を経過した場合に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていたことから、環境影響評価法の一部を改正する法律が平成22年3月に閣議決定され、平成23年4月に公布された。

○改正内容の主なもの（○が法改正事項、◇が政令改正事項）

① 事業実施段階前の手続の新設（計画段階配慮事項の検討・配慮書作成）

事業実施段階前の計画策定時において、事業者が配慮書（事業の位置・規模の異なる複数の案について、既存の資料に基づく環境への影響を予測したもの）の作成等を義務付けるとともに、市長はこの内容について意見を述べる事ができる規定を新設。

② 方法書段階における説明会の開催及び要約書作成の義務化

法施行後の方法書は、図書の分量が多く、内容も専門的なものとなっていることから、事業者による方法書段階での説明会の開催と方法書の要約書の作成を義務化。

③ 方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化

情報の電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による方法書、準備書及び評価書の電子縦覧手続を義務化。

④ 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

方法書及び準備書に対する事業者への意見については、これまで都道府県知事が関係市町村長の意見を集約した上で述べる規定となっていたが、事業の影響が政令で定める市の区域内のみに収まる場合は、当該市の長から直接事業者へ意見を述べる規定に変更。

⑤ 報告書（環境保全措置等の結果の報告・公表）手続の新設

事業者が、工事中に環境調査や環境保全措置を行ったときには、国に報告すること（報告書手続）、及び許認可大臣がこの報告に対して意見をを行う規定を新設。

◇ 風力発電所を対象事業に追加（政令改正事項）

発電能力が10,000kW以上の風力発電所を法対象事業に追加。

※上記のほか、交付金事業を対象事業に追加、方法書段階での環境大臣意見の新設、大臣意見作成時の学識経験者の活用などが新たに盛り込まれた。

○ 施行時期等

今回の改正のうち、①事業実施段階前の手続及び⑤報告書手続は、平成25年4月1日に施行。

◇風力発電所を対象事業への追加は、平成24年10月1日に施行済み。

その他の改正事項は、平成24年4月1日に施行済み。

